

京都市地域コミュニティ活性化推進計画

平成24年5月

京 都 市

第1章 人と人とのつながりの大切さを皆で共有するために

1 基本的な考え方

人それぞれに、思いや考えにさまざまな違いはあっても、だれもが安心してくらし
ていくためには、地域にくらす人と人とのつながりや支え合い、すなわち地域コミュ
ニティがしっかりと維持されていなければなりません。

京都市は、地域コミュニティがわたしたち一人ひとりにとって、とても大切なもの
であるという普遍の価値観を今一度皆が共有し、地域コミュニティを活性化させるこ
とにより、将来にわたって地域住民が支え合い、安心して快適にくらすことができる
地域コミュニティの実現を目指し、「京都市地域コミュニティ活性化推進条例」を制定
しました。

<京都市地域コミュニティ活性化推進条例（前文）>

ここ京都では、長い歴史の中で培われた住民自治の伝統や支え合いの精神に基づき、
自治会、町内会その他の地域住民の組織する団体が中心となり、地域コミュニティが
形成され、これらの団体の活動が京都の発展に大きく寄与してきた。

しかしながら、近年、居住形態や生活様式の変化に伴い、自治会、町内会その他
の地域住民の組織する団体に加入する住民の割合が低下し、及び地域活動に参加する地
域住民が減少したことにより、地域住民相互のつながりが希薄になり、子育てや高齢
者の生活の支援、災害時の被害の軽減その他の地域社会において生活するうえで重要
な課題を解決するために必要な地域コミュニティの活力が低下することが危惧されて
いる。

このような状況において、東日本大震災が発生し、地域コミュニティの重要性への
認識がより深まる中、良好な地域コミュニティを維持し、及び形成していくためには、
地域住民相互の交流を促進することにより地域住民が支え合う地域のつながりを強化
するとともに、地域住民相互の協力と支え合いの精神に基づく自主的かつ活発な地域
活動が行われる必要がある。

ここに、本市は、地域自治を担う住民組織、事業者等との連携の下に、地域住民が
行う地域活動を支援し、地域コミュニティの活性化を推進することにより、将来にわ
たって、地域住民が支え合い、安心して快適に暮らすことができる地域コミュニティ
を実現することを決意し、この条例を制定する。

2 計画の位置付け

この計画は、京都市基本計画「はばたけ未来へ！京^{みやこ}プラン」(平成22年12月策定)の分野別計画の一つとして、京都市地域コミュニティ活性化推進条例に基づき、地域コミュニティの活性化を総合的かつ計画的に推進するために定めるものです。

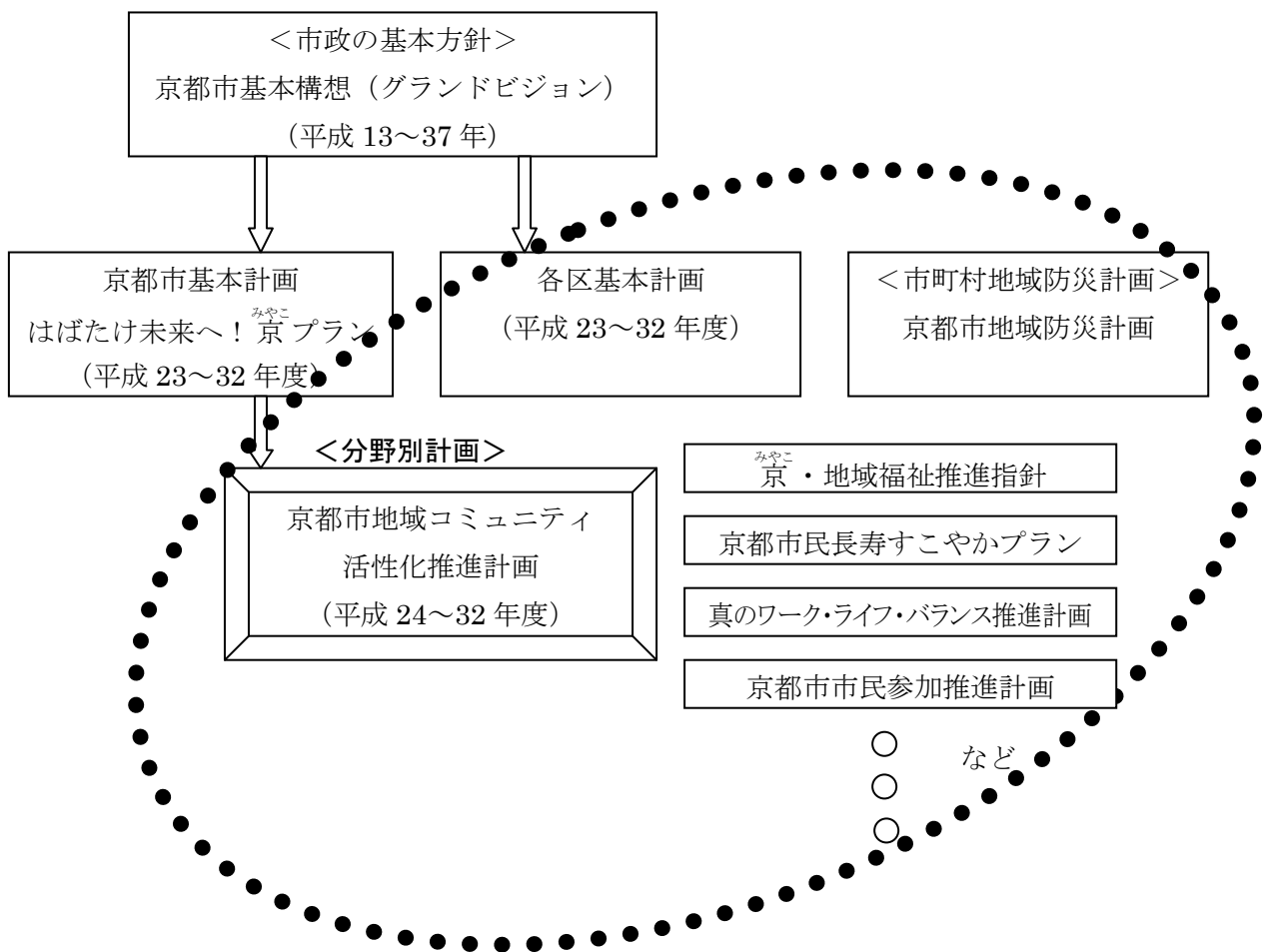
各区基本計画や、災害対策基本法に基づく「京都市地域防災計画」、更には「京^{みやこ}・地域福祉推進指針」等、地域コミュニティの活性化に関連する各分野別計画との整合を図りながら、地域コミュニティの活性化のための施策を効果的に推進していきます。

3 計画期間

京都市基本計画「はばたけ未来へ！京^{みやこ}プラン」の計画期間(平成23～32年度)に合わせ、平成24年度から32年度までを本計画の計画期間とします。

(*ただし、本計画は、概ね3年ごとに点検し、必要に応じ、見直し・充実を行っていくこととします。)

<計画の位置付け(イメージ)>



第2章 計画の目標

ライフスタイルなどの変化により、ひとむかし前のような、お隣どうしでお醤油を貸し借りするといったご近所づきあいはなくなってきました。でも、誰もが安心して快適に暮らし続けていくためには、やはりご近所の「つながり」が大切であることはいつの時代でも変わりません。

京都市は、この大切なご近所の「つながり」をはじめ、人と人とのつながりを強め、地域コミュニティを活性化させていくため、京都市基本計画「はばたけ未来へ！京^{みやこ}プラン」において、「市民生活とコミュニティ」に関して掲げる「みんなでめざす10年後の姿」の実現を目指します。

「はばたけ未来へ！京^{みやこ}プラン」に掲げる「みんなでめざす10年後の姿」

1 だれもが気軽に参加できる居場所があり、安心してくらすことができている

だれもが気軽に参加できる居場所があり、それぞれがつながり、支え合うことで、安心してくらすことができている。

2 地域の課題に主体的に取り組める多様なコミュニティができている

地域のさまざまな課題に対して、住民が関心をもって参加し、自立して、関係機関と連携しながら主体的に取り組める多様なコミュニティができている。また、京都の特色である学校を中心としたコミュニティも活発な取組を行っている。

3 自分たちの地域の課題を把握し、解決に取り組んでいる

それぞれのコミュニティが、環境や子育て、青少年の育成など、自分たちの地域の課題を把握し、解決に向けて取り組んでいる。

4 地域コミュニティと行政とのパートナーシップが深化している

地域コミュニティが身近な課題の解決に向けて主体的に取り組んでおり、まちづくり支援のために整備された行政組織が支援するかたちで、地域コミュニティと行政とのパートナーシップが深化している。

5 さまざまな分野の市民活動団体が地域コミュニティと連携して活動している

NPOやボランティア組織などさまざまな分野ごとの市民活動団体と町内会・自治会等の地域コミュニティが、それぞれの活動のニーズに基づいて役割を補完し合いながら、連携して活動している。

「はばたけ未来へ！京^{みやこ}プラン」実施計画に掲げる共汗指標
(目標値は平成27年度)

- ・自治会等加入率 70% (平成22年度) ⇒77% (現況値の1割増)
- ・NPO法人数 741件 (平成22年度) ⇒960件 (現況値の3割増)

*目標となる指標は、今後、適宜検討し、追加していきます。

第3章 具体的な方針

第2章に掲げる、地域コミュニティが活性化した「みんなでめざす10年後の姿」を実現するため、以下の方針に基づいて施策を推進していきます。

1 「だれもが気軽に参加できる居場所があり、安心してくらすことができる」姿の実現を目指して

- ① くらししていくうえで気軽に集え、井戸端会議ができるような居場所があると、ふれあい、話し合う機会が増え、地域の中の「他人」が「他人」ではなくなり、くらしの質も豊かになります。そんな**気軽に交流できる居場所があるまちづくりを進めます。**
- ② 地域にくらす人々の絆が深まり、お互いが少しずつ気を配り合えば、例えば、一人暮らしのお年寄りなど配慮が必要な方の見守りや、子どもたちの遊びや通学も安心が増します。**地域で見守り、支え合えるまちづくりを進めます。**
- ③ 万が一災害が起こったとき、行政にできることには限界があります。やはり頼りになるのは地域の事業者も含めたご近所の助け合い。市の防災計画の見直しも踏まえ、**地域の防災力を高めるまちづくりを進めます。**

[施策の例]

- 「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進（都市計画局）
クルマを重視したまちとくらしから「歩くこと」を中心とするまちとくらしへの転換を促進するとともに、安心・安全で快適な歩行空間を確保することで、まちを行き交う人たちの活気があふれる、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」を推進します。
- 高齢者の身近な居場所づくりの推進（保健福祉局）
空き家や商店街の空き店舗等、地域の身近なスペースを活用した高齢者の居場所づくり（「まちの縁側」など）に対し、開設時の施設のバリアフリー化等の整備や運営等に係る経費の一部を助成します。
- 集会所の新築、修繕等の支援（文化市民局、区役所・支所）
自治会・町内会等が行う集会所の新築、修繕等に要する経費の一部を補助します。
- 身近な集いの場としての公園の更なる活用促進（建設局）
地域コミュニティの身近な集いの場である公園の整備、再整備に当たっては、住民参加の下、より地域ニーズにあった公園づくりを行うなど、更なる活用促進を図ります。

- 市民活動センターなどの利用促進（文化市民局，保健福祉局）
身近な活動拠点として，だれでもが気軽に利用いただける市民活動総合センター，いきいき市民活動センター，青少年活動センター，福祉ボランティアセンターなどの利用促進に努めます。
- 既存の市有施設を活用した活動の場づくり（各局，区役所・支所）
小学校の余裕教室や市営住宅の住戸など，市が所有する施設を有効に活用し，地域における活動の場として利用できるよう検討していきます。
- 民間施設の活動の場としての提供の呼び掛け（各局，区役所・支所）
商店街の空き店舗や事業所の空きスペースなど，民間で所有している施設のうち，自治会・町内会等の活動の場として提供できるものがないか，所有者への呼び掛けを行います。また，既に地域活動の場として提供していただいている施設等の情報を収集し，発信していきます。
- 学校・地域が協働して進める新たな学びの場の創出（教育委員会）
学校と保護者・地域住民が協力しながら，小・中・総合支援学校・幼稚園内に開かれた学校づくりを推進する環境を手づくりで製作・整備する取組を支援し，その企画や製作作業，利用などを通して学校・家庭・地域の連携を深めるとともに，身近な学びの場を創出・充実させ，学校を拠点とした地域コミュニティの発展を図ります。
- 京都市スポーツの絆が生きるまち推進会議の推進（文化市民局）
スポーツを通じて地域の絆を深めるため，スポーツ団体間が競技間，世代間のつながりを形成するための議論を行い，協働型事業を実施していきます。
- 地域の安心安全ネットワーク形成支援（文化市民局，区役所・支所）
防犯や防災，子どもの安全，地域福祉など，幅広い地域の安心・安全に関する様々な問題に対して地域で取り組む「安心安全ネットワーク」に，補助金の交付，防犯用具の貸出し，NPOなどによる防犯・交通安全出前講座，学生防犯ボランティアとの合同啓発等の支援を行います。
- 要援護者避難支援事業（保健福祉局）
災害時の要援護者の避難支援体制を確立するとともに，地域の見守り活動など，平常時から地域の自主的な取組を支援するため，ご本人の同意を得たうえで，要援護者名簿を関係団体に提供します。

- 一人暮らしお年寄り見守りサポーター事業（保健福祉局）

高齢者福祉に関心のある方に、高齢者への目配りを中心としたボランティア活動を担う「一人暮らしお年寄り見守りサポーター」として登録していただき、地域包括支援センター（愛称「高齢サポート」）と連携しながら、ひとり暮らし高齢者等が安心して健やかに暮らせる環境を整えます。

- 共汗による地域におけるまちづくりや防災機能の強化（消防局，区役所・支所）

区役所・支所におけるまちづくり支援機能を強化するとともに専任の防災担当職員を配置し、消防局との連携のもと、自治会・町内会，NPO・ボランティアの方々，消防団・自主防災組織等との共汗により、地域におけるまちづくりや防災機能の強化を推進します。

- 身近な地域の市民防災行動計画づくり（消防局）

地域防災の中心として活動している自主防災組織において、顔見知りの町内単位で構成されている自主防災部ごとに、自分たちの町の防災について考え、話し合い、住民自らによる町内版の防災計画を作成し、随時、見直しを行うことで地域の災害対応力の向上を図ります。

- 京都学生消防サポーター制度（消防局）

「学生のまち・京都」の特性を生かし、大学・短期大学の学生等に防火防災の知識、技能についての各種研修等を実施し、「京都学生消防サポーター」として活動いただくことで、防火防災の普及啓発、地域の災害対応力の強化を図ります。

2 「地域の課題に主体的に取り組める多様なコミュニティができてい」姿の実現を目指して

- ① 自治会・町内会などの地域の活動に、多くの住民が参加すれば、地域の自治力・自立力が高まり、よりくらしやすいまちにしていけることができます。共同住宅にお住まいの方や単身者の方なども含め、**地域の活動に、より多くの住民が積極的に参加できる、みんなが主役のまちづくりを進めます。**
- ② 子育てや福祉など、さまざまな目的で思いを同じくするなかまが集まり、活動を始めれば、くらしの中の課題を、自分たちの力で解決することにもつながります。そんなくらしの質を向上させる、**さまざまな活動が始まるまちづくりを進めます。**
- ③ 地域の未来の担い手を育てるためには、子どものときから地域になじみ、学ぶことが大切です。幼稚園、保育所、小・中学校などと連携し、**地域みんなで子どもを共に育むまちづくりを進めます。**

[施策の例]

- コミュニティ・スクールの推進（学校運営協議会の設置）（教育委員会）

全国に先駆けて、「番組」と呼ばれる自治組織ごとに住民自らの手による学校づくりを進めてきた京都の歴史と伝統を受け継ぎ、「地域の子どもは地域で育てる」という理念のもと、地域や保護者の方等に学校運営に参画いただく地域と一体となった学校づくりを推進。地域、家庭、学校が協働し、地域の絆を深め、将来の地域の担い手となる子どもたちを共に育てます。
- 地域活動や市民活動団体の担い手の育成（文化市民局）

地縁団体（自治会・町内会など）や市民活動団体（NPOなど）の若手などの人材を育成するため、各種講座などを実施するとともに、地縁団体と市民活動団体との連携を促進することで、今後の地域活動や市民活動団体の新たな担い手の育成、次世代への円滑な引き継ぎを支援します。
- 「自治会活動ハンドブック（仮称）」の作成（文化市民局）

自治会・町内会等の運営の更なる透明性・公平性の確保のための標準的な手続や、より活発な活動を目指す際の参考となる事例等を掲げたハンドブックを作成、配布します。
- 地域へ新たに転入される方への情報提供等（文化市民局、区役所・支所）

新たに転入される方などが、地域活動に参加・協力するきっかけとなるよう、地域コミュニティの大切さを語りかけるリーフレットを作成して、区役所・支所の窓口などで配布するほか、住宅関連事業者を通じ、入居予定者へ地域活動の状況等をお伝えします。

- 地域コミュニティの活性化に功績があった事業者の顕彰（文化市民局）
お店や事業所の一部を地域活動のために開放する，共同住宅にお住まいの方と周辺にお住まいの方との交流に積極的に協力するなど，地域コミュニティの活性化に貢献していただいた事業者を顕彰します。
- 真のワーク・ライフ・バランス推進事業（各局，区役所・支所）
「地域社会への貢献」や「健康で文化的な生活の実現」をも含めた真のワーク・ライフ・バランスを推進する方策を検討し，オール京都市役所の体制で実施します。
- ソーシャルビジネスの起業・成長の支援（産業観光局）
福祉・環境・地域活性化などの社会的課題を，ビジネスとして収益性を確保しながら解決を目指す「ソーシャルビジネス」の調査・研究を進めるとともに，担い手育成や支援体制の構築を図ります。
- 「子どもを共に育む京都市民憲章」の実践推進（保健福祉局，教育委員会）
子どもを健やかで心豊かに育む社会をめざす「子どもを共に育む京都市民憲章」の理念が市民生活の隅々まで浸透し，社会のあらゆる場で実践行動の輪が広がっていくよう，市民ぐるみ・地域ぐるみで取組を展開します。
- 地域福祉推進指針事業（保健福祉局）
「^{みやこ}京・地域福祉推進指針」に基づき，各区地域福祉推進委員会が基盤となって区におけるネットワークを強化し，地域の実情に応じた福祉のコミュニティづくりを進めます。

3 「自分たちの地域の課題を把握し、解決に取り組んでいる」姿の実現を目指して

- ① 地域の良いところ、足りないところをみんなが知ることが、愛着を持てるまちづくりへの第一歩。みんなが自分たちの地域に気付き、良いところを伸ばし、足りないところを補うために行動を始める、**自ら気付き、行動するまちづくりを進めます。**
- ② 地域のみinnでより良いまちづくりをしていくためには、他の地域の活動事例を知り、お手本にすることも効果的。そういった情報をわかりやすく提供していきなど、**より良い地域の実現に向けて知恵が共有されるまちづくりを進めます。**

[施策の例]

- 自治会・町内会等の情報発信の支援（文化市民局，区役所・支所）
自治会・町内会等の活動の様子，地域の歴史や自慢などを，より多くの地域住民に知ってもらうための，自治会・町内会等によるニュースの発行やホームページの作成，※ツイッターやフェイスブック等を活用した情報発信を支援します。
※ツイッター，フェイスブック：パソコンなどから，情報通信ネットワークを通じて近況などを投稿，閲覧することによって人と人との交流を図ることを目的とするサービス
- エコ学区など環境にやさしいライフスタイルを実践するエコ・コミュニティの形成（環境政策局）
積極的な省エネの推進や環境学習などを，地域ぐるみで総合的に実施する「エコ学区」を認定することを契機として，先進的なモデル事業の成果を検証し，全市的に取組を展開することで，環境にやさしいライフスタイルを実践するエコ・コミュニティを形成します。
- 地域コミュニティ活性化支援助成制度（仮称）の創設（文化市民局，区役所・支所）
地域活動にかかわるホームページ等情報発信機能の整備，マンション住民への地域活動参加を促す取組等，地域コミュニティの活性化に向けた市民による自主的な取組に対し，必要な経費の一部を助成する制度を創設します。
- 自主的なまちづくり活動の支援，機運醸成（文化市民局，都市計画局，区役所・支所）
自治会・町内会等によるまちづくりの取組に対し，必要に応じ，活動に対する助言等を行う，まちづくりの専門家「まちづくりアドバイザー」を派遣するとともに，京都市景観・まちづくりセンターとも連携し，アドバイスや情報提供，専門家の派遣などの支援を行います。

- ^{みやこ}京・地域福祉パイロット事業（保健福祉局）
多様化する福祉ニーズに対応するため、地域福祉に関する住民主体の先進的な事業について助成を実施します。

- 地域と連携した京都ならではの空き家活用の推進（都市計画局）
空き家の掘り起こしや地域の魅力、すまい方の発信により、空き家の流通と地域の活性化を促進します。また、空き家の再整備の誘導、活用の促進、コミュニティの活性化等の観点も盛り込んだ、京都にふさわしい総合的な空き家に関する条例を制定します。

- 地域住民・保護者が主導する学校統合の推進（教育委員会）
地域の方の手によって学校が創設されたという京都の歴史と伝統、学校が地域活動の拠点としての役割も担っている実情などを踏まえ、地域や保護者の方の意向を反映しながら小規模校問題の解決を目指す、「地元主導」の学校統合を推進します。

- シンポジウムの開催（文化市民局）
地域コミュニティの活性化に結びついた取組事例などを、広く共有し、今後の取組に活かしていただけるよう、成功事例などを紹介するシンポジウムを開催します。

4 「地域コミュニティと行政とのパートナーシップが深化している」姿の実現を目指して

- ① まちづくりは、自治会・町内会などによる、日頃からの地域での自主的な活動を基盤に、学区自治連合会等の地域自治を担う住民組織と行政が共に連携して取り組むことが大切です。そのために、自治会・町内会などの実情の把握や、京都市の施策等のわかりやすい提供に努め、**お互いの顔が見えるまちづくりを進めます。**
- ② 自治会・町内会などの活動上の悩みごとは、相談先が見つかりにくいもの。地域コミュニティの活性化に係るさまざまな相談に対し、共に考え、必要な情報提供や助言をできるような体制を整備するなど、**地域と行政が共に歩むまちづくりを進めます。**

[施策の例]

- 「区民提案・共汗型まちづくり支援事業予算」による事業の推進（区役所・支所）
地域による主体的なまちづくりを、区長・担当区長を先頭に、区役所が柔軟かつスピーディにしっかりと支えていく協働の仕組みとして、京都ならではの地域力を活かした新たな予算システムに基づく事業を推進し、各区基本計画の実現や地域課題の解決に取り組めます。
- 区民まちづくり会議の設置（区役所・支所）
自治会組織、学識経験者、事業者、NPO等の参加の下、各区の独自性を活かした区民まちづくり会議を設置し、各区基本計画の実現や地域課題の解決に取り組めます。
- 地域コミュニティサポートセンター（仮称）の設置（文化市民局）
市民活動総合センターや景観・まちづくりセンター、まちづくりアドバイザー等と連携し、地域コミュニティ活性化に関する区役所・支所での相談対応等を支援し、助言、調整等を行う総合的な相談窓口「地域コミュニティサポートセンター（仮称）」を設置します。
- 自治会・町内会、NPOポータルサイト（仮称）の開設（文化市民局）
市民による自主的なまちづくり等を支援するため、自治会・町内会等に関する情報やNPO法人に関する情報をデータベース化し、一元的に発信するポータルサイトを開設します。
- 地域コミュニティの活性化に寄与する商店街づくりの推進（産業観光局）
商店街等が行う、公共的な共同施設の設置や改修、地域の魅力を高めるために市民活動団体等と連携して実施する事業に対する補助を行います。
- 参加・協働を推進する人材育成と交流の創出（総合企画局）
市民活動団体の企画、提案、運営により、全国各地で先進的に行われている協働の取組を、自治会、NPO等の市民活動団体や企業、大学、行政等の構成員と一緒に学び交流する機会を創出します。

5 「さまざまな分野の市民活動団体が地域コミュニティと連携して活動している」姿の実現を目指して

- ① 地域を良くするために、それぞれの目的に応じて活動する団体が、地域の中に複数あります。快適で暮らしやすい地域をつくる共通の目的のもとに、**地域のさまざまな団体や事業者などが連携し、行動するまちづくりを進めます。**
- ② 地域の中の課題について、考えたり、活動したりしている団体や個人は、地域の中だけにあるものではありません。地域をよりくらしやすくするための活動に、市民活動団体や大学等の研究・教育機関などが手を携え、共に取り組むことができる、**つながりが広がるまちづくりを進めます。**

[施策の例]

- 自治会・町内会等とNPO等のマッチングの支援（文化市民局）
市民活動団体の運営や活動を支援している市民活動総合センターにおいて、自治会・町内会等が行う地域活動と、NPO等が行う活動が相乗効果をもたらすよう、必要に応じ、両者のマッチングを支援していきます。

- ＊認定NPO法人への移行に向けた支援（文化市民局）
税制上の優遇が受けられる「認定NPO法人」への移行を支援するため、講座の開設、個別相談などを実施します。
＊NPO法人のうち、運営組織や事業活動が適正であり、公益の増進に資するとして、所轄庁の認定を受けたもの。寄付金控除などの税制上の優遇措置を受けることができる。

- 自治会・町内会、NPOポータルサイト（仮称）の開設[再掲]（文化市民局）
市民による自主的なまちづくり等を支援するため、自治会・町内会等に関する情報やNPO法人に関する情報をデータベース化し、一元的に発信するポータルサイトを開設します。

- 学まちコラボ事業の推進（総合企画局）
大学の人材育成、地域の課題解決や活性化を図ることを目的として、大学と地域が連携して行う取組に助成金を交付します。

- 輝く学生応援プロジェクトの推進（総合企画局）
学生と地域との交流を図るため、地域の行事と学生のサークルとをコーディネートする「むすぶネット」などのプログラムを実施します。

- 行政内の更なる連携（各局、区役所・支所）
地域コミュニティ活性化策の推進にあたって、関連する施策の融合による相乗効果を発揮させるため、庁内連絡会議を設置するなど、行政内の更なる連携を図ります。

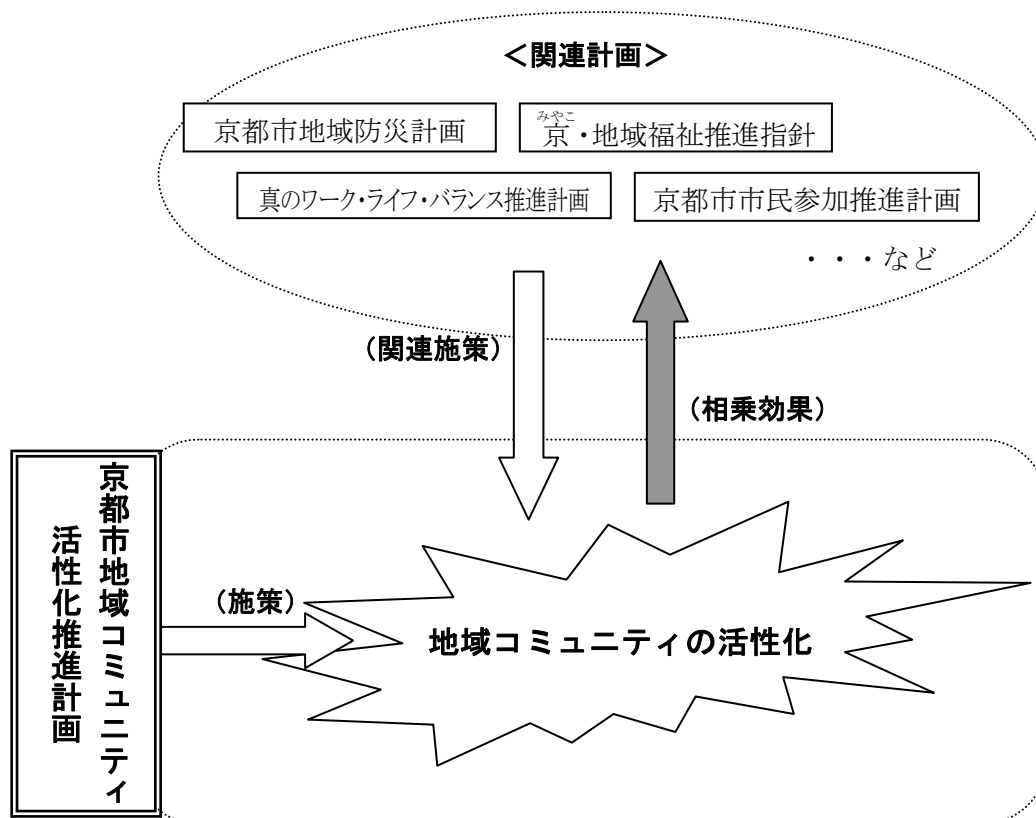
第4章 計画の推進に当たって

1 関連施策と地域コミュニティの活性化

地域コミュニティは、市民の皆さんのくらしのベースにあるものです。ですから、京都市が、市民の皆さんがより幸せに暮らしていくために定めたさまざまな計画は、その多くが地域コミュニティに関係します。例えば、地域の防災力の向上を目的とする「京都市地域防災計画」、地域福祉の増進を目的とする「京・地域福祉推進指針」といった計画を推進していくためには、地域コミュニティの活性化が欠かせません。したがって、これらの計画に基づく施策は、結果として地域コミュニティの活性化にもつながるものが多くあります。

また逆にいえば、地域コミュニティが活性化していくことは、「京都市地域防災計画」や「京・地域福祉推進指針」など、さまざまな分野の計画の目的の実現にもつながっていきます。

そのため、この計画の推進に当たっては、地域コミュニティに関わるさまざまな計画の下で進めている関連施策を十分視野に入れ、それらの整合を図りながら、それぞれの施策が相乗効果をもたらすよう取組を進めていきます。



2 年度ごとの事業計画の策定

計画の推進に当たっては、「京都市地域防災計画」や「京・^{みやこ}地域福祉推進指針」をはじめ、さまざまな計画の下で進めている地域コミュニティに関わる施策と整合を図りながら、年度ごとに、関連施策を含め、具体的な推進施策についての事業計画を策定し、京都市地域コミュニティ活性化推進審議会（次項参照）からのご意見等をいただきながら取組を進めていきます。

3 京都市地域コミュニティ活性化推進審議会による進行管理

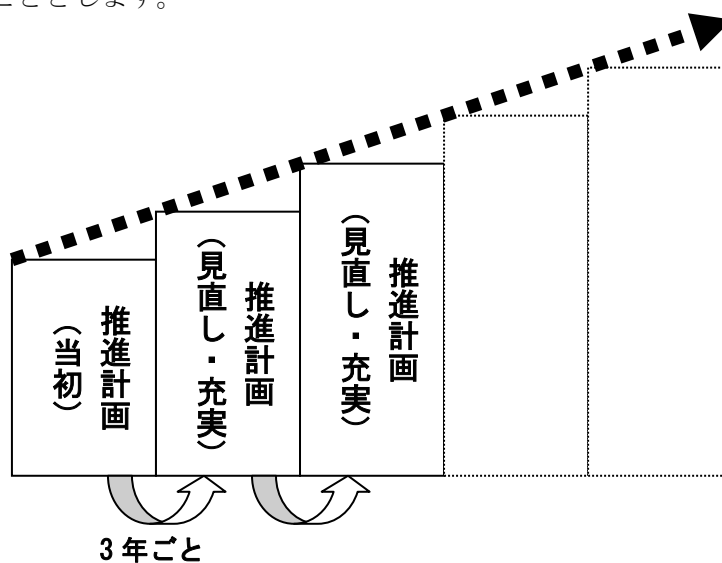
この計画の推進に当たっては、京都市地域コミュニティ活性化推進条例に基づき設置した、京都市地域コミュニティ活性化推進審議会において、年度ごとの事業計画、施策の実施状況等について審議していただき、そのご意見をもとに、随時改善を図りながら取組を進めていきます。

4 庁内連携の推進

「京都市地域防災計画」や「京・^{みやこ}地域福祉推進指針」をはじめ、地域コミュニティに関わるさまざまな計画の下で、さまざまな部署が施策を進めていることを踏まえ、いわゆる行政の縦割りに陥ることなく、むしろ、関連する施策の融合による相乗効果を発揮させるため、庁内連携会議を設置し、常に関係する部署が連携しながら一体となって、全庁あげて取組を進めていきます。

第5章 計画の点検

この計画は、施策の推進状況や社会の動きなどに柔軟に対応し、より効果的なものとしていくため、概ね3年ごとに、審議会において点検し、必要に応じ、見直し・充実を行っていくこととします。



京都市地域コミュニティ活性化推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条～第7条）

第2章 地域コミュニティの活性化の推進に関する基本的施策

第1節 地域コミュニティ活性化推進計画（第8条）

第2節 地域コミュニティの活性化の総合的推進のための施策（第9条～第12条）

第3節 住宅の建築，販売等をする事業者等による地域コミュニティの活性化の推進のための取組（第13条～第16条）

第3章 地域コミュニティ活性化推進審議会（第17条～第19条）

第4章 雑則（第20条）

附則

ここ京都では，長い歴史の中で培われた住民自治の伝統や支え合いの精神に基づき，自治会，町内会その他の地域住民の組織する団体を中心となり，地域コミュニティが形成され，これらの団体の活動が京都の発展に大きく寄与してきた。

しかしながら，近年，居住形態や生活様式の変化に伴い，自治会，町内会その他の地域住民の組織する団体に加入する住民の割合が低下し，及び地域活動に参加する地域住民が減少したことにより，地域住民相互のつながりが希薄になり，子育てや高齢者の生活の支援，災害時の被害の軽減その他の地域社会において生活するうえで重要な課題を解決するために必要な地域コミュニティの活力が低下することが危惧されている。

このような状況において，東日本大震災が発生し，地域コミュニティの重要性への認識がより深まる中，良好な地域コミュニティを維持し，及び形成していくためには，地域住民相互の交流を促進することにより地域住民が支え合う地域のつながりを強化するとともに，地域住民相互の協力と支え合いの精神に基づく自主的かつ活発な地域活動が行われる必要がある。

ここに，本市は，地域自治を担う住民組織，事業者等との連携の下に，地域住民が行う地域活動を支援し，地域コミュニティの活性化を推進することにより，将来にわたって，地域住民が支え合い，安心して快適に暮らすことができる地域コミュニティを実現することを決意し，この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は，地域コミュニティの活性化の推進に関し，その基本理念を定め，並びに本市等及び事業者の責務並びに地域住民の役割を明らかにするとともに，地域コミュニティの活性化の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより，地域コミュニティの活性化を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定める

ところによる。

- (1) 地域コミュニティ 本市の区域内における地域住民相互のつながりを基礎とする地域社会をいう。
- (2) 地域活動 良好な地域コミュニティの維持及び形成に資する活動をいう。
- (3) 地域自治を担う住民組織 地域の自治を担う団体で、次に掲げる要件を備えているものをいう。
 - ア 地域活動に取り組むことを主たる目的とするものであること。
 - イ 自治会、町内会その他の地域住民が組織する団体により構成されるものであること。
 - ウ おおむね小学校の通学区域（元学区を含む。）を単位とする地域において活動するものであること。
 - エ 多くの地域住民に支持されているものであること。

（基本理念）

第3条 地域コミュニティの活性化の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 地域住民相互の交流を促進することにより地域住民が支え合う地域のつながりを強化するとともに、地域住民相互の協力と支え合いの精神に基づく自主的かつ活発な地域活動が行われるようにすること。
- (2) 地域自治を担う住民組織、事業者及び地域活動に関わる市民活動団体（ボランティア活動その他の公益的な活動を行うことを目的として市民が組織する団体をいう。）、大学、研究機関その他の団体並びに本市が相互に連携して取り組むこと。
- (3) 地域自治を担う住民組織が、地域住民の多様な価値観及び自主性を尊重しつつ、地域コミュニティの中心となって地域活動に取り組むことが大きな役割を担うことを旨とすること。

（本市等の責務）

第4条 本市は、基本理念にのっとり、地域コミュニティの活性化の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

- 2 本市は、地域コミュニティの活性化の推進に共に取り組む組織として、地域自治を担う住民組織を尊重しなければならない。
- 3 本市は、地域住民が地域自治を担う住民組織に主体的に参加し、及び地域自治を担う住民組織を結成することを促進するために必要な支援を行わなければならない。
- 4 本市の職員は、地域コミュニティの重要性を理解し、地域コミュニティの活性化の推進を図る視点に立ち、その職務を遂行しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、地域コミュニティの重要性を理解し、その事業所が所在する地域において行われる地域活動に協力するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、従業員がその居住する地域において地域活動に参加することに配慮するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、地域コミュニティの活性化の推進に関する本市の施策に協力するよう努めなければならない。

(地域住民の役割)

第6条 地域住民は、地域コミュニティの重要性を理解し、地域活動に積極的に参加し、及び協力することにより、地域コミュニティの活性化の推進についての役割を果たすものとする。

2 地域住民は、地域自治を担う住民組織に多くの地域住民が主体的に参加する状況となることを目指し、地域住民相互の交流及び協働についての役割を果たすものとする。

(財政上の措置)

第7条 本市は、地域コミュニティの活性化の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講じるよう努めなければならない。

第2章 地域コミュニティの活性化の推進に関する基本的施策

第1節 地域コミュニティ活性化推進計画

第8条 市長は、地域コミュニティの活性化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、地域コミュニティの活性化の推進に関する計画（以下「地域コミュニティ活性化推進計画」という。）を定めなければならない。

2 地域コミュニティ活性化推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 地域コミュニティの活性化の推進に関する目標
- (2) 地域コミュニティの活性化の推進に関する取組
- (3) その他地域コミュニティの活性化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市長は、地域コミュニティ活性化推進計画を定めるに当たっては、第17条に規定する審議会の意見を聴くとともに、事業者及び地域住民の意見を適切に反映するために必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、地域コミュニティ活性化推進計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、地域コミュニティ活性化推進計画の変更について準用する。

第2節 地域コミュニティの活性化の総合的推進のための施策

(地域コミュニティの活性化に関する情報の提供等)

第9条 本市は、地域コミュニティの活性化に関する相談に応じ、情報の提供、助言、当該相談に係る関係者相互間の意見の調整その他必要な措置を講じなければならない。

(地域自治を担う住民組織等への専門家の派遣)

第10条 市長は、地域自治を担う住民組織及び地域自治を担う住民組織を結成しようとする団体の求めに応じ、地域活動の企画及び運営、地域自治を担う住民組織の結成その他の取組のために必要があると認めるときは、これらの団体に対して助言を行う専門家を派遣するものとする。

(地域コミュニティの活性化の推進に関する理解を深めるための措置)

第11条 本市は、地域住民、本市に転入しようとする者及び事業者が地域コミュニティの活性化の推進に関する理解を深めるため、広報活動、啓発活動その他の必要な措置を講じなければならない。

(顕彰)

第12条 市長は、地域コミュニティの活性化の推進に関し、功績があった事業者の顕彰

に努めるものとする。

第3節 住宅の建築、販売等をする事業者等による地域コミュニティの活性化の推進のための取組

(地域自治を担う住民組織の活動等に関する情報の提供)

第13条 住宅の販売若しくは賃貸又はこれらの代理若しくは媒介（以下「販売等」という。）をする事業者は、住宅を購入し、又は賃借しようとする者に対し、宅地建物取引業法第35条第1項各号に掲げる事項の説明その他当該住宅についての説明を行う際に、当該住宅の存する地域において活動する地域自治を担う住民組織の活動に関する情報その他当該地域の地域活動に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(共同住宅等の居住者の交流の促進)

第14条 次に掲げる事業者は、共同住宅の居住者相互の交流及び共同住宅の居住者と地域住民との交流の促進を図るため、地域活動に関する情報を掲示するための掲示板の設置その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

- (1) 共同住宅を建築する事業者
- (2) 共同住宅の販売等をする事業者
- (3) 共同住宅を管理する事業者

2 前項の規定は、一団の土地を分割して建築する住宅の居住者の交流の促進について準用する。この場合において、同項中「次」とあるのは「第1号及び第2号」と、「共同住宅」とあるのは「一団の土地を分割して建築する住宅」と読み替えるものとする。

(共同住宅の新築工事等をする事業者の連絡調整担当者の届出)

第15条 特定共同住宅（京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例第2条第2項第3号に規定する特定共同住宅をいう。以下同じ。）を新築する者は、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知をしようとする日の20日前までに、当該特定共同住宅の新築工事、販売、賃貸及び管理をする事業者に対し、それぞれ連絡調整担当者（共同住宅の居住者と地域住民との交流を促進するために必要な事項について、地域自治を担う住民組織との連絡及び調整を行う者をいう。以下同じ。）を選任させるとともに、連絡調整担当者の氏名及び連絡先その他別に定める事項を市長に届け出なければならない。

2 地域自治を担う住民組織は、その活動を行う地域に新築される特定共同住宅以外の共同住宅について、その新築工事が完了した日から起算して30日を経過する日までの間に、新築工事、販売、賃貸及び管理をする事業者の連絡調整担当者の氏名及び連絡先その他別に定める事項に係る情報の提供を受けたい旨を市長に申し出ることができる。

3 第1項の規定は、前項の申出に係る共同住宅のうち、地域コミュニティの活性化を推進するために同項の情報の提供をする必要があると市長が認めるものを新築する者について準用する。この場合において、第1項中「建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知をしようとする日の20日前までに」とあるのは、「第5項の通知を受けた日の翌日から起算して15日以内に」と読み替えるものとする。

4 前項の認定は、当該共同住宅の新築工事が完了した日から起算して40日を経過する

日までに限り行うことができるものとする。

- 5 市長は、第3項の規定による認定をしたときは、速やかにその旨を当該共同住宅を新築する者に通知しなければならない。

(共同住宅の新築工事等をする事業者の連絡調整担当者に係る情報の提供)

第16条 地域自治を担う住民組織は、その活動を行う地域に新築される共同住宅に関して前条第1項の規定により届出があった事項について、文書により開示を請求することができる。

- 2 市長は、前項の請求があったときは、当該請求をした地域自治を担う住民組織に対し、文書により当該請求に係る事項について開示をしなければならない。

- 3 市長は、前条第3項において準用する同条第1項の規定による届出があったときは、同条第2項の規定による申出をした地域自治を担う住民組織に対し、文書により当該届出に係る事項について開示をしなければならない。

- 4 前2項の規定による開示を受けた地域自治を担う住民組織は、当該開示を受けた事項を、共同住宅の居住者と地域住民との交流を促進する目的以外の目的に使用してはならない。

第3章 地域コミュニティ活性化推進審議会

(審議会)

第17条 地域コミュニティの活性化の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市地域コミュニティ活性化推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の組織)

第18条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第19条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

第4章 雑則

(委任)

第20条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3章及び次項の規定 公布の日から起算して4月を超えない範囲内において市規則で定める日

(2) 第15条、第16条及び附則第3項の規定 平成24年7月1日

(準備行為)

2 この条例の規定による審議会の意見の聴取は、この条例の施行前においても、行うことができる。

(経過措置)

3 第15条及び第16条の規定は、平成24年7月1日以後に、次の各号に掲げる共同住宅の区分に応じ、当該各号に掲げる行為がなされた共同住宅について適用する。

- (1) 特定共同住宅 京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例第11条第1項の規定による標識の設置
- (2) 特定共同住宅以外の共同住宅 建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知

京都市文化市民局地域自治推進室

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

電話 075-222-3049 FAX222-3042

平成24年5月

